

令和3年度 福島地方最低賃金審議会 第2回専門部会議事要旨

1 日時 令和3年7月27日(火) 13:30~16:00

2 場所 福島労働局4階会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

- (1) 参考人意見聴取について
- (2) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 労働者側参考人(2名)、使用者側参考人(1名)から、改正に当たっての意見陳述が行われた。

議題(2)について

- ・ 7月26日開催された第3回福島地方最低賃金審議会での中央最低賃金審議会の令和3年度地域別最低賃金額改定についての目安の伝達及び先ほど実施した参考人からの意見聴取等を踏まえ、金額審議が行われた。
- ・ 労働者側委員からは、「地域間格差是正と感染症対策に予想外の負担が発生していることを踏まえ、目指すところは誰もが時給1,000円であるが諸事情を勘案し、1回目としては、現行最賃額に連合福島の2021春闘の賃上げ率1.82%を掛けて15円、県最賃と全国最賃加重平均902円との格差102円を3年で解消することを前提に34円、マスク等のコロナ禍における予想外の出費を時給換算した4円、合計53円アップの853円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは、「中央最低賃金審議会から目安と公益委員見解が示され、引き上げの理由として7項目ほど説明がなされているが、コロナの状況下において納得できるような内容ではない。第1回目の金額審議として、ある程度の金額を提示しなければならないが、中央最低賃金審議会の目安、公益委員見解に納得できない状況では金額の提示を控えさせていただきたい。」との主張があった。